

中之郷町地区防災計画



平成 27 年度版

人と人のつながりの強さ

～一人は皆のために、皆は一人のために～

はじめに

地区防災計画とは

一定の地区にお住まいあるいは事業者のみなさまが行う自発的な防災活動等について策定する計画です。自分たちの地域の人命、財産を守るために主に共助（助け合い）について定めた計画のことをいいます。

東日本大震災では、地震・津波によって市町村の行政機能が麻痺してしまい、住民自身による自助、地域コミュニティにおける共助が避難所運営等において重要な役割を果たしました。東日本大震災での経験を踏まえ、今後、発生が危惧されている首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模広域災害に備え、自助・共助の役割の重要性が高まっています。

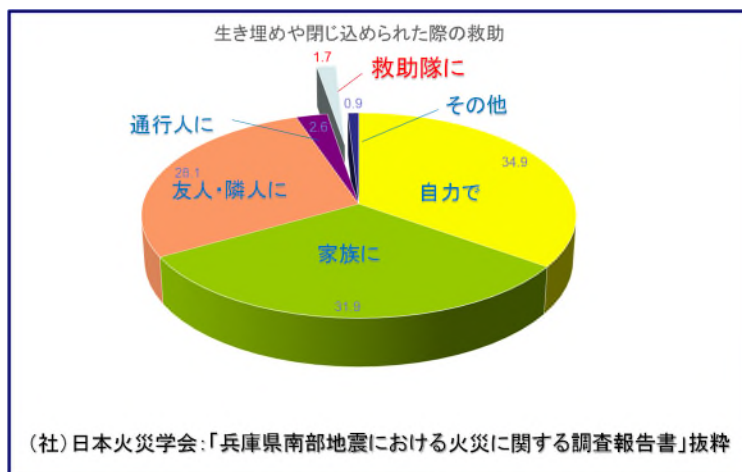
一方で、従来、地域防災力向上のために活躍していた、消防団、自主防災組織等は、少子高齢化等社会の変化に伴い活動が伸び悩む等の問題が発生しており、このような状況を踏まえ、地域コミュニティにおける共助による防災活動を強化する必要があります。

地区防災計画ができた経緯

従来、防災計画としては国レベルの総合的かつ長期的な計画である防災基本計画と、地方レベルの都道府県及び市町村の地域防災計画を定め、それぞれのレベルで防災活動を実施してきました。しかし、東日本大震災において、自助、共助及び公助があわさって初めて大規模広域災害後の災害対策がうまく働くことが強く認識されました。その教訓を踏まえて、平成 25 年の災害対策基本法では、自助及び共助に関する規定がいくつか追加されました。その際、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が新たに創設されました（平成 26 年 4 月 1 日施行）。

地域防災力の必要性

平成 7 年の阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊などによる生き埋めや閉じ込められた人のうち、消防などの公的機関の救助（公助）によるものはわずか 2% で、多くは、自力または家族や隣人などの地域住民によって救出されました。



中之郷町地区防災計画（案）

目次

中之郷町地区防災計画（案）	1
1. 計画対象地区の範囲.....	1
2. 基本的な考え方	1
2.1 基本方針.....	1
2.2 活動目標.....	1
2.3 長期的な活動計画	1
3. 地区の特性	2
3.1 自然特性.....	2
3.2 社会特性.....	2
3.3 防災マップ	2
4. 防災活動の内容	3
4.1 防災活動の体制.....	3
4.2 平常時の活動.....	3
(1) 町内の小中学生と福寿会（老人会）の交流	3
(2) 各家庭での備え	4
(3) 災害情報周知の体制づくり	4
(4) 町内における避難所.....	4
(5) 避難所のルールや役割分担.....	4
(6) 自宅避難者名簿の備え	4
4.3 発災時の活動.....	4
(1) 初期対応	4
(2) 近隣待避場所・町災害防ぎょ隊本部・一時避難場所.....	4
(3) 防災活動の担い手	5
(4) その他、補助的活動.....	5
4.4 復旧・復興時の活動.....	5
5. 実践の検証	5
5.1 防災訓練の実施と検証.....	5
5.2 防災意識の普及啓発.....	5
(1) 防災リーダーの人材育成	5
(2) 住民に向けた周知	6
5.3 計画の見直し.....	6
6. 今後の活動イメージ.....	6

多世代において認識と情報を共有し、高齢者や子どもたちが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

3. 地区の特性

3.1 自然特性

①愛知県による災害リスク情報（六ツ美西部小学校区防災カルテより中之郷町部分を抜粋）

- ・想定震度・・・震度6強
- ・液状化の危険性・・・計算対象外エリア
- ・土砂災害の危険性・・・急傾斜地崩壊危険箇所等の指定がなく、土砂災害の危険性は低い。

②岡崎市による地震災害危険度判定結果（六ツ美西部小学校区防災カルテより中之郷町部分を抜粋）

- ・建物倒壊危険度（建物全壊率）・・・危険度3（15%以上 20%未満）
- ・延焼危険度・・・危険度0～危険度1（100件棟未満）

※延焼危険度：火災が起きた場合に、初期消火や消防活動が全く行われずに火災が放置された延焼範囲のレベル

- ・道路閉塞危険度・・・危険度1（道路閉塞確率0～40%）および

危険度5（道路閉塞確立 70%以上）の場所が存在します。

- ・消防活動困難危険度・・・危険度4（60%以上 80%未満）

※消防車が通行可能な道路に面した災害時有効水利を使用して消防活動が行われることを想定し、消防水利による消防活動が届かない範囲がどの程度あるかを判定

③総合判定結果

- ・避難・消防活動困難危険度・・・4以下
- ・延焼危険度・・・低い

3.2 社会特性

- ・中之郷町は、盆踊りやお祭り、年越しの活動などで、人と人のつながりが豊かであり、こうしたつながりは、災害時の対応にも大きな力を発揮することが期待できます。
- ・町民の15%が65歳以上である反面、郷竜会を中心とした若い世代の活動が活発であり、その他の地域団体間のつながりもあります。
- ・矢作川流域に位置しているため液状化現象が懸念され、新居が多い一方で昔ながらの家屋も多いため家屋の倒壊などが起こる可能性があります。
- ・避難所である小学校までは距離があり、地域に高台や高い建物はありません。
- ・町内の大半はプロパンガスを使用しており、また有線放送により連絡を発信することができます。
- ・町内には重機所有者が存在するため、いざという時の重機確保は比較的容易であり、農耕地が多く水路があることから食糧の調達も比較的容易となります。

3.3 防災マップ

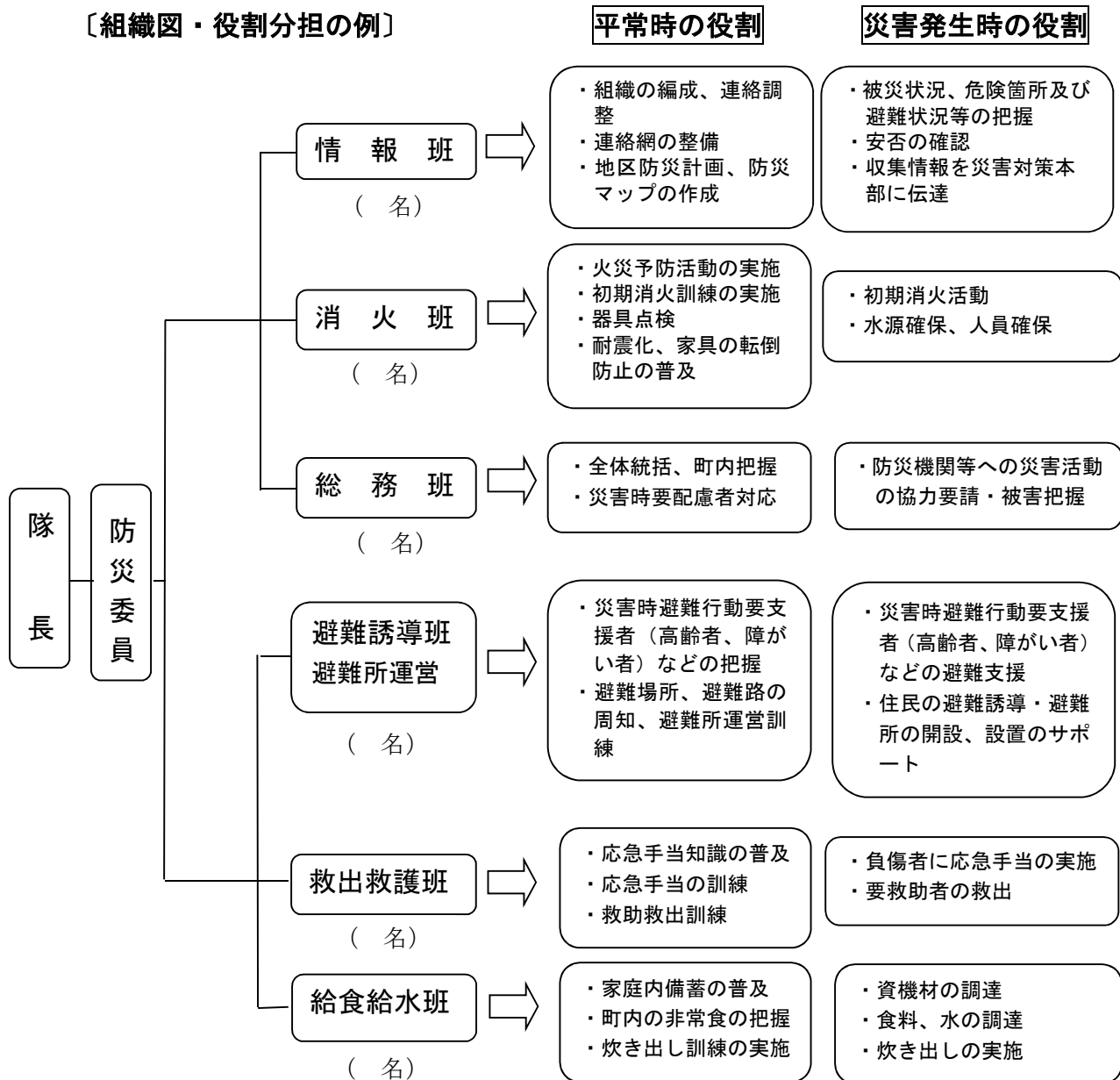
- ・作成済です（平成21年3月作成）。
- ・「重機提供場所」や「AED」や「消火栓」や近隣退避場所の変更（EFをEのみへ変更）を地図上に追記します（平成28年度中に再編集予定）。

4. 防災活動の内容

4.1 防災活動の体制

- ・自主防災活動は、総代を中心に防災委員会委員長とも連携しながら、リーダーシップを発揮します。
- ・発災時（および平常時）には、以下の班体制で自主防災活動を実施します。
- ・防災委員の各班は町内の部ごとで割り振り、町内の役員が入れ替わった場合も部として防災委員の班を引き継ぎます。

〔組織図・役割分担の例〕



4.2 平常時の活動

（１）町内の小中学生と福寿会（老人会）の交流

- ・災害時の対応には、年配者のリーダーシップとともに小中学生の協力が不可欠だと考えます。災害時に連携を取っていくためには、日常的に地域の中で信頼関係を築くことが重要であり、福寿会（老人会）を中心に定期的に交流の場を設け、小中学生との情報交換を行うとともに「語りべ」として子どもの防災意識啓発を進めます。

（２）各家庭での備え

- ・避難所生活を強いられる家庭をできるだけ減少させるために、家族内での話し合い、家具の転倒防止、家屋の点検、災害時の備蓄品を各家庭に対し積極的に呼びかけます。
- ・各家庭での災害に対する備えの実情を知るために、全戸アンケートを定期的に実施します。
- ・家族連絡網を作成し、家族や隣近所の安否確認ができる体制づくりを行います。

（３）災害情報周知の体制づくり

- ・屋敷単位で災害情報を周知できるよう、日頃から屋敷単位での連絡体制づくりを行います。

（４）町内における避難所

- ・六ツ美西部小学校以外に町内で対応できるよう、町内に避難所やサテライトおよびテント生活のできる場所を決定し、町内に周知します。

（５）避難所のルールや役割分担

- ・町内の避難所運営や避難生活でのトラブルを最小限に収めるために、ルールや役割分担について事前に町内で協議し策定します。

（６）自宅避難者名簿の備え

- ・発災後の自宅避難者を把握するため、情報班を中心に自宅避難者用の名簿登録場所や名簿管理の方法を検討し決定します。

4.3 発災時の活動

（１）初期対応

- ・住民それぞれが、自分の身を自分で守ることが最も大事です。
- ・災害情報の周知について、三役を中心に評議委員が有線放送を通じて町内放送することとします。
- ・行政から総代にあてて情報が来た場合、総代から副総代（２名）、評議委員（１２名）に連絡をします。そこからさらに屋敷単位で関係者への連絡をするものとします。
- ・大規模災害の際には、災害防ぎょ隊だけでなく防災訓練の主要メンバーを中心に活動を行います。

（２）近隣待避場所・町災害防ぎょ隊本部・一時避難場所

- ・近隣待避場所は、Ａ：中之郷神社／Ｂ：浄妙寺駐車場／Ｃ：屋外ひろば／Ｄ：大聖寺／Ｅ：中井記念碑です。
- ・町災害防ぎょ隊本部を、中之郷町公民館に設置します。
- ・一時避難場所は、六ツ美西部小学校です。

(3) 防災活動の担い手

- ・まず、屋敷単位で情報交換し、各家庭が隣近所で協力して助け合いを行います。
- ・主な活動の担い手として、年行事のメンバーらの活躍が期待されます。
- ・基本的には「土日や平日の夜」も「平日の日中」も同様ですが、現役世代が町に不在の場合は、評議員らを中心として活動を進めます。

(4) その他、補助的活動

- ・資材や重機は協力企業（大伸建設、丸豊板金、鈴木自動車商会、安藤商店）から借用することができます。

4.4 復旧・復興時の活動

- ・町災害防ぎょ隊本部（公民館）に行けば、町民に関する情報が分かるように情報収集に努めます。
- ・トイレの水が流れなくなった場合は、農業用水を活用します（農業用水の確保は検討中／飲料用には利用しない）。
- ・避難所運営マニュアルに従って、避難所の設置と運営を行います。避難所の運営は事前に他地域と協議し定めたルールや役割分担に従い行います。
- ・避難所が複数になる場合には、町役員と情報班で手分けをして各避難所の情報収集に努めます。
- ・自宅で避難生活をされる方については、名簿登録していただき対応します。

==（以下、避難所運営マニュアルより抜粋）

- ・避難所の開設、受入れ準備、避難所のレイアウト
- ・避難所の運営（運営委員会の設置）：運営委員会では、総務班、名簿班、食糧・物資班、救護班、衛生班、連絡・広報班・ボランティア班、援護班、施設管理班、を設置・運営します。

==

5. 実践の検証

5.1 防災訓練の実施と検証

- ・現状は、全町民を対象とした防災訓練を行っています（年1回、12月）。
- ・字毎にチームを組んで訓練を行っています（救護活動の練習、避難誘導、初期消火等）。
- ・今後は、以下のような改良を行うこととします。
 - ①体験プログラムを強化します（起震車の体験、災害用トイレ、避難所生活体験）。
 - ②小さな単位（屋敷等）での訓練を強化します。
 - ③訓練に欠席した人へのフォローを行います。

5.2 防災意識の普及啓発

(1) 防災リーダーの人材育成

- ・被災体験をされた方の講和や被災の状況が分かるDVDの上映会を行います。

(2) 住民に向けた周知

- ・全住民に向けた防災に関するアンケートを実施します。
- ・子ども会や敬老会の一部時間を活用して、防災学習会を開催します。
- ・公民館にて、防災に関する写真展示会を実施します。

5.3 計画の見直し

- ・総会において説明を行い、各屋敷単位で年に1回の見直しを実施します。

6. 今後の活動イメージ

- ①防災に関する全戸アンケートを実施します（市からデータを借用）。
- ②福寿会から子ども会に働きかけを行い、高齢者から子どもたちに向けて、防災に関する学習会を企画運営します。
- ③総代から六ツ美北中学校と六ツ美西部小学校の校長に向けて、総合学習の中で防災を扱ってもらえるように働きかけます。
- ④家庭での対策の必要性に関する勉強会を、屋敷単位で行います。
- ⑤防災マップの更新を行います。
- ⑥公民館の一角に防災コーナー（防災啓発資料の配架や防災マップの掲示、被災写真や家具固定の資料展示等）をつくります。

==

■発行日：2016/5/15

■発行主体：中之郷町

■計画案作成に関わった個人、団体

- ・（総代）
- ・（副総代）
- ・（副総代）
- ・（評議委員）
- ・（評議委員）
- ・（消防団）
- ・（消防 OB）
- ・（女性部）
- ・（婦人自主防災クラブ）
- ・（防災委員）
- ・（交通指導員）
- ・（郷龍会）
- ・（郷龍会）
- ・（郷龍会）

- ・（青パト隊）
- ・（民生委員）
- ・（福祉委員）
- ・（老人クラブ）

（協力者）

- ・岡崎市防災危機管理課、六ツ美支所長
- ・災害ボランティア岡崎、あいち防災リーダー会岡崎支部
- ・NPO 岡崎まち育てセンター・りた（三矢、岡田、牧野）

■検討会議の経過（2015 年～2016 年）

- ・10/22 地区防災計画の件、近藤総代への打診と調整
- ・11/07 三役評議委員会にて、地区防災計画の進め方の協議
- ・11/21 町内防災訓練打合せにて、地区防災計画について説明および参加呼びかけ
- ・12/19 地区防災計画検討会議①
- ・01/16 地区防災計画検討会議②
- ・02/20 地区防災計画検討会議③
- ・03/12 三役と地区防災計画の内容詳細を確認